

# 避難所運営マニュアル

「感染症対策編」



令和2年6月

北杜市

# 目次

<b>第1章 事前対策</b>	P 1
1-1 住民への広報	P 1
1-2 資機材の備蓄	P 1
① 資機材の準備	
② 備蓄品の拡充	
1-3 避難所不足への対応	P 1
1-4 避難所のレイアウト	P 2
1-5 発熱や体調不良のある方への対応	P 2
1-6 感染者が確認された場合の検討	P 2
1-7 避難所運営者の留意点	P 2
1-8 保健所・医療関係者等との連携	P 2
<b>第2章 初動期の対応（発災後24時間）</b>	P 2
2-1 居住スペース、専用スペースの設置	P 2
2-2 事前受付の設置	P 2
<b>第3章 応急期（災害発生後～72時間）以降の対応</b>	P 3
3-1 運営の留意点	P 3
① 予防	
② 感染者が確認された場合	
③ 長期の避難所生活への対応	
3-2 専用スペースにおける運営の留意点	P 4
<b>チェックリスト</b>	P 5～P 7
<b>様式</b>	
【様式1】健康状態チェックカード	P 9
【様式2】体調チェック表	P 10
<b>資料</b>	
【資料1】事前受付レイアウト（例）	P 11
【資料2】避難所（体育館）レイアウト（例）	P 12
【資料3】避難所での周知	P 13

## はじめに

緊急事態宣言が全国に拡大され、山梨県においても5月14日まで緊急事態措置を実施してきました。現在、山梨県は「緊急事態宣言」の対象地域から解除されましたが、本市では新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対し引き続き「オール北杜」を進めています。

こうした状況において、災害が発生し、避難所を開設、運営をするにあたっては、密閉、密集、密接の3つの密を避ける等、感染症対策を徹底する必要があるため、北杜市避難所運営マニュアルに感染症対策編を取りまとめました。

避難所で出来ることを徹底することが大切です

## 第1章 事前対策

### 1-1 住民への広報

- ① 住民が避難する前に準備、検討することを事前に周知

- 避難とは、「難」を「避けること」、つまり安全を確保することであり、まずは自宅の災害の危険性をハザードマップで確認し平時に歩いて確認しておきましょう。
- 自宅で居住が継続できる場合は自宅避難も検討してください。
- 市が開設する避難所以外の、安全な親戚や友人の家、自宅における垂直避難を検討してください。
- マスクや体温計、消毒液を非常持ち出し品に追加してください
- 服用している薬などを用意してください。又お薬手帳のコピーを準備しておきましょう。
- 命を守る事前避難で避難する際にもマスクを着用し、マスクや体温計、消毒液を追加した非常持ち出し品、毛布や寝袋など防寒具、飲食物を持参してください。
- 車中避難をする場合は、エコノミー症候群、トイレの確保に注意してください。

- ② 避難所の感染症対策（マスクの着用・家族以外の距離を2m程度確保等）の周知  
③ 避難警戒レベル情報を基に早期避難を徹底するよう周知

### 1-2 資機材の備蓄

#### ① 資機材の準備

- 間仕切りや簡易テント等

#### ② 備蓄品の拡充

- マスク、アルコール消毒液、フェイスガード、電子体温計等
- 手すり、ドアノブ等の共有部分に使用する消毒液
- ※感染対策防護キット（ビニール手袋、防護服、防護めがね等）

### 1-3 避難所不足への対応

- 避難所の分散化
- 学校を避難所に行っている場合は、教室等の活用を検討
- 指定避難所以外の公共施設の活用を検討
- 必要に応じて県等に相談

## 1-4 避難所のレイアウト

- 発熱等体調不良のある方の「専用スペース」を設置。「専用スペース」は、間仕切りや簡易テントを設け感染拡大防止を図る。
- 学校を避難所に行っている場合、教室等の活用を検討
- トイレ、洗面所、洗濯場等では、密集にならない運用
- 飛沫感染防止のため、マスク着用の徹底、専用スペースには間仕切り等を設置
- 教室を活用する際は、学校再開へ向けた配慮が必要
- 占有面積を1人当たり3㎡以上確保することが望ましい。
- 世帯ごとの間隔を1～2m以上確保することが望ましい。
- 居住スペース内の通路は、車いすの往来や夜間時の人とのすれ違いも考慮して1.2m以上（できれば2m）の幅で設定することが望ましい。

## 1-5 発熱や体調不良のある方への対応

- 受付にて発熱や体調不良のある方は専用スペースへ誘導。
- 小規模な避難所の「専用スペース」は、個室とすることが望ましいが、個室がない場合は、医療機関を受診するまで一時的に車中等を検討

## 1-6 感染者が確認された場合の検討

- 感染者が確認された場合に備え、保健所と連携の上、消毒方法やその範囲、その他避難者の移動先等を事前に検討

## 1-7 避難所運営者の留意点

- 避難者及び避難所運営者の健康状態をチェックシートで定期的に行う。

## 1-8 保健所・医療関係者等との連携

- 発熱者等の受診医療機関、受診方法等、受診までの手順を事前に確認し、必要に応じて医師の診察が受けられる協力体制を構築する。
- ゾーニング方法や健康観察、有症状・発症時の対応について協議しておく。
- 感染症を発症した避難者について、検査結果が判明するまでの避難スペース及び医療機関への移送方法、移送する際の役割分担・手順についてあらかじめ協議し、決めておく。

# 第2章 初動期の対応（災害発生直後～24時間）

## 2-1 居住スペース、専用スペースの設置

- トイレ、洗面所、洗濯場や携帯電話の充電場所等は、密集にならない運用が重要
- 「専用スペース」には、仕切りや簡易テントを設置し「居住スペース」と分ける。
- 発熱や体調不良のある方を「専用スペース」へ誘導。
- 「居住スペース」と「専用スペース」の動線が交わらないことを確認。
- 学校が避難所の場合、「居住スペース」は教室の利用も検討。
- 教室を利用するときは、学校再開へ向けた配慮が必要

## 2-2 事前受付の設置

- 避難者の健康状態を確認するため、避難所入口に事前受付を設置

- ・避難所開設と同時に事前受付を設置し運営
  - ・避難者や避難運営者のマスク常用、手洗い(消毒)を徹底
- 受付時において、発熱の有無や問診により体調不良を確認
- ・健康状態チェックシートにより避難者の健康状態を確認【様式1】
- 事前受付の結果により、「専用スペース」又は「居住スペース」へ誘導
- ⇒発熱や体調不良のある方は、
- ・「専用スペース」で待機。必要に応じて親族等により医療機関へ搬送。
- ⇒発熱や体調不良のない方は、
- ・「居住スペース」へ誘導
- 事前受付の設営前に避難者が「居住スペース」に入った場合は、改めて2m間隔の区割りをを行うとともに、各避難者の体温と体調を確認

## 第3章 応急期（災害発生後～72時間）以降の対応

### 3-1 運営の留意点

#### ①予防

- 事前受付を継続し、避難所に人の出入りがある毎に、体調を確認
- 救護衛生班の定期的な巡回により、避難所内や車中泊等のすべての避難者や避難所運営者の健康管理を徹底
- トイレ、洗面所、洗濯場や充電場所等では、密集にならない運用が重要
- 避難者の相談窓口を開設しストレス等の心のケアを実施
- 避難者や避難所運営者に体調チェック表を配付し毎日体温と体調を確認【様式2】
- 発熱や体調不良のある方が発生した場合は保健師等と連携し医療機関を受診
- ポスターやチラシ、呼びかけにより避難者の感染症防止のための運営上の留意点を周知

#### 【個人の留意点】

- ・家族以外の距離を2m程度確保
- ・手洗い、マスク常用(睡眠中もできる限り)、毎日の体温・体調を確認【様式2】  
(ドアノブ等の共有部分に触れた後は、特に手洗いを徹底)
- ・避難所にいる方全員が検温を実施し、体調を確認
- ・飛沫感染を最小限にするため、「居住スペース」以外で食事をとらない

#### 【避難所の留意点】

- ・60分に1回以上、10分間程度、窓を全開する定期的な換気の実施
- ・手すり、ドアノブ等の人が接触する共有部分は1日最低1回消毒
- ・トイレや洗面所は、1日最低1回の清掃及び消毒
- ・物品や食事の配給時は、一度机に置くこと等による接触感染を回避
- ・ゴミは家族で管理し、密閉して決められたゴミ収集場所へ廃棄

#### ②感染者が確認された場合

- 保健所の指示に従い、消毒やその他避難者の移動等を実施

#### ③長期の避難所生活への対応

○避難者や住民と協力して、長期的な避難所レイアウトを検討

### **3-2 専用スペースにおける運営の留意点**

○「専用スペース」は、個室が望ましいが、部屋を分けられないときは間仕切りや簡易テント等で仕切りを設置

○発熱や体調不良のある方の支援は、できるだけ限られた方が実施

# チェックリスト

避難所で出来ることを徹底することが大切です

## 第1章 事前対策

### 1 住民への広報

- 住家のまわりの危険箇所の把握、非常持ち出し品、避難方法、避難先などの検討を事前に周知
- 非常持ち出し品に、「マスク」「体温計」「消毒液」を加える
- 指定避難所の感染症対策（2 m間隔の確保等）の周知
- 避難警戒レベル情報を基に、早期避難を徹底するよう周知

### 2 資機材の備蓄

- 間仕切り、簡易テントの準備
- マスク、アルコール消毒液等の拡充
- 手すり、ドアノブ等の共有部分に使用する消毒液
- スペースを明示するテープ・動線の案内
- 感染症発生に備えて感染症対策防護キット

### 3 避難所不足への対応

- 避難所の分散化
- 学校を避難所に行っている場合は、体育館のほか教室等の活用を検討
- 広域避難の検討
- 必要に応じて県等に相談

### 4 避難所のレイアウト

- 発熱や体調不良のある方を早期発見できるように、避難所入口の外に「事前受付」を設置
- 発熱や体調不良のある方の「専用スペース」を設置。専用スペースは個室が望ましいが、体育館等を活用する場合は間仕切りや簡易テントを設け感染防止を図る
- 占有場所の2 m間隔を確保するレイアウト
- 学校を避難所に行っている場合、教室等を活用した「居住スペース」の分散化を検討
- トイレ、洗面所、洗濯場や携帯電話の充電場所等では、密集にならない運用
- 飛沫感染防止のため、マスク着用の徹底、専用スペースには間仕切り、簡易テントを設置
- 専用スペースと居住スペースの動線を分け、分離したレイアウトを検討
- 教室を活用する際は、学校再開へ向けた配慮が必要

### 5 発熱や体調不良のある方への対応

- 学校等の避難所は、教室等の活用を検討
- 小規模な避難所の専用スペースは、個室とすることが望ましいが、個室がない場合は、医療機関を受診するまで一時的に車中等を検討
- 医療機関の受診等までの間、専用スペースで待機

### 6 感染者が確認された場合の検討

- 感染者が確認された場合に備え、保健所と連携の上、消毒方法やその範囲、その他避難者の移

動先等を事前に検討

## 6 避難所運営者の留意点

□避難者及び避難所運営者の健康状態をチェックシートで定期的に行う。

### 1-8 保健所・医療関係者等との連携

□発熱者等の受診医療機関、受診方法等、受診までの手順を事前に確認し、必要に応じて医師の診察が受けられる協力体制を構築する。

□ゾーニング方法や健康観察、有症状・発症時の対応について協議しておく。

□感染症を発症した避難者について、検査結果が判明するまでの避難スペース及び医療機関への移送方法、移送する際の役割分担・手順についてあらかじめ協議し、決めておく。

## 第2章 初動期の対応（災害発生直後～24時間）

### 1 居住スペース、専用スペースの設置

□居住スペースや専用スペースを2メートル間隔で設置

□トイレ、洗面所、洗濯場や携帯電話の充電場所等は、密集にならない運用

□「専用スペース」には、間仕切りや簡易テントを設置

□発熱や体調不良のある方を親族等により病院へ搬送。搬送できるまで完全分離

□居住スペースと専用スペースの動線が交わらないことを確認

□間仕切りや簡易テントは、専用スペースへの設置を優先するが、居住スペースに設置可能な場合は活用する

### 2 事前受付の設置

□避難者の健康状態を確認するため、避難所入口に事前受付を設置

- ・避難所開設と同時に事前受付を設置し運営
- ・避難者のマスク常用、手洗い(消毒)を徹底

□発熱の有無や問診により体調不良を確認

- ・健康状態チェックシートにより健康状態を確認【様式1】

□事前受付の結果により、専用スペース又は居住スペースへ誘導

⇒発熱や体調不良のある方は、

- ・「専用スペース」で待機。必要に応じて親族等により医療機関へ搬送。

⇒発熱や体調不良のない方は、

- ・居住スペースへ誘導

□事前受付の設営前に避難者が居住スペースに入った場合は、改めて2m間隔の区割りを行うとともに、各避難者の体温と体調を確認

## 第3章 応急期（災害発生後～72時間）以降の対応

### 1 運営の留意点

#### ① 予防



- 事前受付を継続し、避難所に人の出入りがある毎に、体調を確認
- 救護衛生班の定期的な巡回により、避難所内や車中泊等のすべての避難者の健康管理を徹底
- トイレ、洗面所、洗濯場や充電場所等では、密集にならない運用が重要
- 避難者の相談窓口を開設しストレス等の心のケアを実施
- 避難者に体調チェック表を配付し毎日体温と体調を確認【様式2】
- 発熱など体調不良のある方が発生した場合は保健師等と連携し医療機関を受診
- ポスターやチラシ、呼びかけにより避難者の感染症防止のための運営上の留意点を周知

## ②感染者が確認された場合

- 保健所の指示に従い、消毒やその他の避難者の移動等を実施

## ③長期の避難所生活への対応

- 住民と協力して、長期的な避難所レイアウトを検討

## 2 専用スペースにおける運営の留意点

- 専用スペースは、個室が望ましいが、部屋を分けられないときは間仕切りや簡易テント等で仕切りを設置
- 発熱や体調不良のある方の支援は、できるだけ限られた方で実施

# 様式



## 体調チェック表

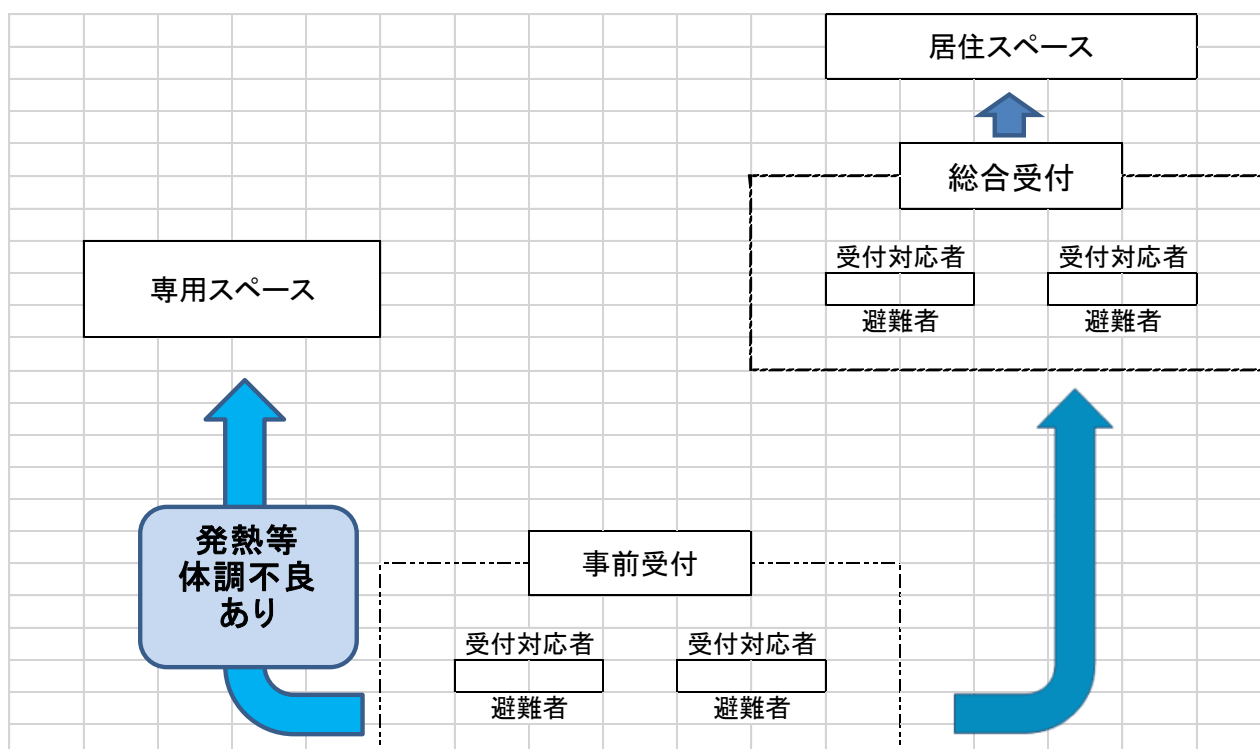
ふりがな	
名 前	

○感染症対策には、毎日の健康観察が大切です。

○毎朝、体温を計り、それぞれの症状がある場合は、○をつけてください。

月日	曜	体 温	咳	のど <sup>のど</sup> いた <sup>いた</sup> の痛み	だるさ	その他の症状 (具体的に)
/	月	°C				
/	火	°C				
/	水	°C				
/	木	°C				
/	金	°C				
/	土	°C				
/	日	°C				
/	月	°C				
/	火	°C				
/	水	°C				
/	木	°C				
/	金	°C				
/	土	°C				
/	日	°C				

## 事前受付レイアウト (例)



## 事前受付

□避難者の健康状態を確認するため、避難所入口に事前受付を設置

- ・避難所開設と同時に事前受付を設置し運営
- ・避難者のマスク常用、手洗い(消毒)を徹底
- ・受付対応者は感染に備えた服装で対応

□発熱の有無や問診により体調不良を確認

- ・健康状態チェックシートにより健康状態を確認
- ・マスク着用のチェック

□事前受付の結果により、

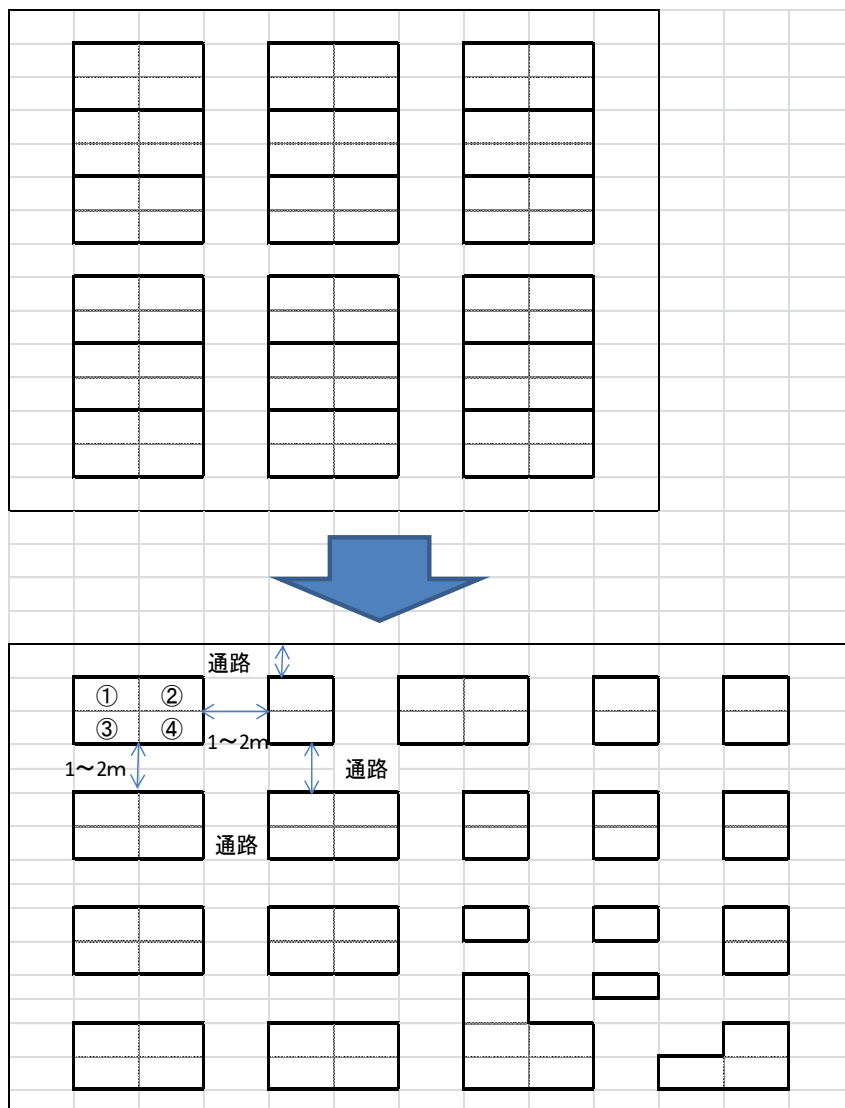
**発熱や体調不良のない方は、**

- 総合受付の場所を示し誘導。総合受付より居住スペースへ誘導。

**発熱や体調不良のある方は、**

- 「専用スペース」へ誘導。

## 体育館レイアウト（例）



- 世帯単位でのスペース
- 他の世帯とは、2メートル距離をとる
- 平常時の検討していた収容人数を受け入れることはできない
- 避難が長期化する場合は配慮が必要
- 専用スペースは可能な限り個室管理とする。
- 居住スペース、専用スペースへの動線は可能な限り交わらないよう検討する。
- 体調不良者のトイレは可能な限り専用に設置する。

新型コロナウイルスなどの

# 感染症対策

へのご協力をお願いします

## ほかの人にうつさないために

- 隣の世帯とは、2メートル以上離れて過ごしましょう
- 常にマスクを着用しましょう
- ドアノブ等の共有部分に触れた後は、手洗い、消毒を徹底しましょう
- 毎日、体温・体調チェックをしましょう
  - 発熱や体調が良くないときは、救護衛生班へ報告してください
- 居住スペース以外で食事をとらないようにしましょう
- 咳エチケットを守りましょう

## 避難所運営にご協力ください

- 定期的に換気しましょう
  - 60分に1回以上、10分間、窓を全開
- ドアノブ等の共有部分の消毒、トイレの清掃は毎日、こまめに実施しましょう
  - 共有部分は、アルコール消毒液等で拭きましょう
- 物品や食事の提供時は、手渡しを避けましょう
- ごみは各家族で、ごみ袋の口を縛って捨てましょう